

時間外労働の上限規制を解説する沢井氏

札幌建設協と札幌商工会議

建設業働き方改革セミナー

平日残業など削減を

札幌建設業協会と札幌商工会議は21日、ウェブ会議システムを活用し建設業働き方改革オンラインセミナーを開いた。会員企業などから108人が受講。アンビシャス総合法律事務所（本社・札幌）の弁護士、社会保険労務士である沢井利之氏が講師を担当し、2024年4月から建設業で適用される時間外労働の上限規制に向け、平日残業の削減や週休2日制の

導入など準備を進めるよう助言した。上限規制の適用により、長時間の残業や休日、土日出勤を当たり前とする勤務体制は罰則の対象になる恐れがあることから、使用者が講ずるべき対処法を学んだ。

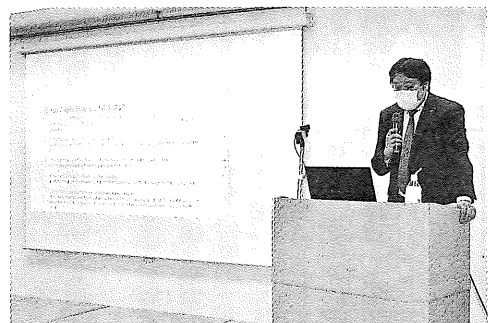
沢井氏は、上限規制について1カ月45時間、年間360時間に抑えることを原則とするが、特別条項付きの三六協定を結べば年間で720時間以

内、休日労働を含め216カ月平均で80時間以内、1カ月平均で100時間未満に延長できることを説明した。

今後の対応として「平日は時間外労働を減らすとともに、完全週休2日に近づけるなどの取り組みが必要」とし、適用開始までに着実に準備を進めるよう呼び掛けた。

R4.2.22 北海道建設新聞

時間外規制へ猶予2年 札幌建設協と札幌商工会議がセミナー



講師は建設業での勤務経験がある沢井氏

札幌建設業協会（岩田圭剛会長）は21日、「建設業働き方改革オンラインセミナー」建設業の週休2日制と時間外労働の上限規制への対応について」を開催し、計108人が受講。関

係法令のポイントを整理しながら、企業が講ずべき措置などについて学んだ。

働き方改革関連法に基づく時間外労働上限規制は、猶予期間を経て2024年から建設業等にも適用される。長時間の残業、休日・土日出勤などの勤務体制が24年4月からは違法状態と見なされ、罰則の対象となる恐れがある。

セミナーは札幌商工会議所建設部会との共催。スムーズウェブセミナーによる配信で計108人が受講した。

講師は弁護士・社会保険労務士の澤井利之氏（アンビシャス総合法律事務所）が務めた。社労士として20年の実務経験があるほか、建設会社での勤務で1級建設業経理事務士資格を保有するなど業界にも精通している。

澤井氏は働き方改革関連法の概要として年次有給休暇の確保な取得、時間外労働の上限規制、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止にかかる各法令のポイントを整理した上で、建設業における週休2日制と時間外労働の状況を説明した。

また、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインや、適正な労働時間管理についてその必要性を解説。このほか、完全週休2日制への移行と時間外労働の削減に向けた取組事例を紹介した。

きょう22日には個別相談会を実施する。事前に予約のあった3社が澤井氏から直接アドバイスをもらう。

R4.2.22 北海道通信